

地方版子ども・子育て会議について

1 子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月公布）の規定

(1) 子ども・子育て支援の円滑な実施に関する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画(※)の策定義務

※国の基本指針に即して都道府県が5年を1期として定める子ども・子育て支援の円滑な実施に関する計画。

[計画内容]

- ・ 幼児教育・保育の需要見込量に基づく、幼児教育・保育の確保、内容及び実施時期
- ・ 幼児教育・保育等の人材の確保、資質の向上など

(2) 計画の策定・変更の際し、合議制機関、その他子育て当事者の意見聴取義務

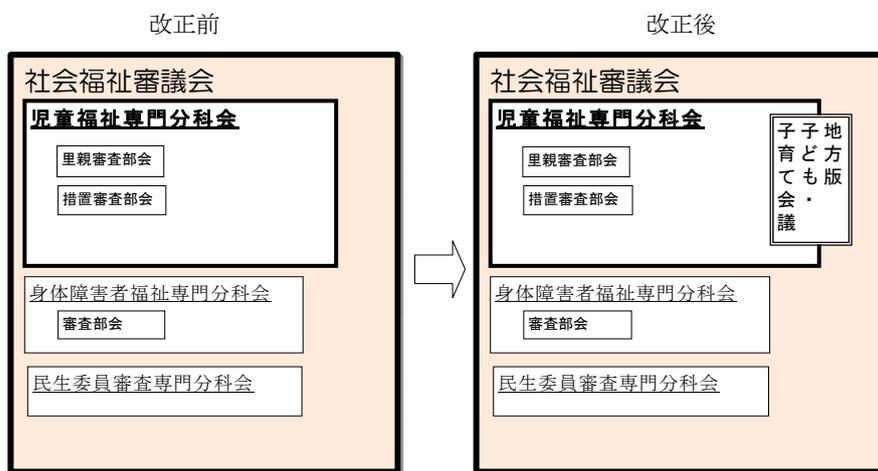
(3) 計画に関し意見を聴く等のため、条例による合議制機関の設置努力義務

⇒ 地方版「子ども・子育て会議」

2 本県の対応

社会福祉法に基づき児童福祉審議会としても位置付けており、子ども・子育て支援に密接に関連する児童福祉に関する事項を調査審議している愛知県社会福祉審議会（児童福祉専門分科会）を「子ども・子育て会議」とする。（平成 25 年 6 月議会において、愛知県社会福祉審議会条例を一部改正。）

なお、国は、既存の協議会や審議会の活用を可能としており、児童福祉審議会の活用についても例示している。



3 子ども・子育て会議の内容

愛知県社会福祉審議会は、子ども・子育て支援法に規定する合議制機関として、次の事務を処理する。

- (1) 県子ども・子育て支援事業支援計画の策定又は変更について、意見を述べること。
- (2) 県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項等を調査審議すること。